



平成28年5月13日

各位

アイスタディ株式会社
代表取締役社長 船岡 弘忠
(証券コード: 2345) 東証第二部
東京都品川区上大崎二丁目25番2号
(お問い合わせ先) 執行役員管理本部長 内山 富士子
電話 03-6683-3015

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の件を、平成28年6月17日開催予定の第20回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までと定めておりますが、当社の親会社である株式会社ブイキューブの決算期が12月31日であるため、当社は、経営計画の策定、業績管理、連結決算への対応などについて、引き続き効率的な事業運営を維持するため、当社の事業年度を株式会社ブイキューブと一致させ、毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款の変更を行うものであります。これに伴い、現行定款第10条、第29条及び第31条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第21期事業年度は、平成28年4月1日から平成28年12月31日までの9カ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(定時株主総会の基準日) 第10条 当社は、毎年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(事業年度) 第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	(事業年度) 第29条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
(剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。	(剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>① <u>第29条の定めにかかわらず、第21期事業年度は、平成28年4月1日から平成28年12月31日までとする。</u></p> <p>② <u>第31条第2項の定めにかかわらず、第21期事業年度は、平成28年9月30日を中間配当基準日とする。</u></p> <p>③ <u>平成29年1月1日をもって本附則は削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月17日

定款変更の効力発生日 平成28年6月17日

以上